

# 山梨県公報

号外第三十二号

平成十八年

五月三十日

火曜日

## 目次

### 規則

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一  
山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則……………二

## 規則

### 山梨県規則第三十二号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年五月三十日

山梨県知事 山本 栄彦

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の表衛生業務課の項第三十八号9中「第二十一条第一項」を「第三十八条第一項」に改め、同号9を同号25とし、同号8中「第十八条第三項」を「第三十五条第三項」に改め、同号8を同号24とし、同号7中「第十八条第三項」を「第三十五条第三項」に、「8」を「24」に改め、同号7を同号23とし、同号6中「第十八条第一項」を「第三十五条第一項」に改め、同号6を同号22とし、同号22の前に次のように加える。

16	第二十五条第三項の規定による市町村長への協力要請			保健所長
17	第二十六条第一項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可			保健所長
18	第二十八条第一項の規定による変更の許可			保健所長

19 第二十九条の規定による許可の取消し

保健所長

20 第三十二条の規定による措置命令

保健所長

21 第三十三条第一項の規定による報告の徴収及び立入検査

保健所長

別表第二の三の表衛生業務課の項第三十八号5中「第十五条第二項」を「第二十五条第二項」に改め、同号5を同号15とし、同号4中「第十五条第一項」を「第二十五条第一項」に改め、同号4を同号14とし、同号3中「第十三条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号3を同号13とし、同号2中「第十二条第二項」を「第二十三条第一項」に改め、同号2を同号12とし、同号12の前に次のように加える。

11 第二十三条第一項の規定による勧告

保健所長

別表第二の三の表衛生業務課の項第三十八号1中「第十二条第一項」を「第二十三条第一項」に改め、同号1を同号10とし、同号10の前に次のように加える。

1 第六条第一項の規定による動物愛護管理推進計画の策定

保健所長

2 第六条第三項の規定による関係市町村の意見の聴取

保健所長

3 第六条第四項の規定による動物愛護管理推進計画の公表

保健所長

4 第十条第一項の規定による動物取扱業の登録

保健所長

5 第十二条第一項(第十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録等の拒否

保健所長

6 第十三条第一項の規定による登録の更新

保健所長

7 第十七条の規定による登録の抹消

保健所長

8	第十九条第一項の規定による登録の取消し及び業務の停止命令	保健所長
9	第二十一条第三項の規定による動物取扱責任者研修の実施	

別表第二の三の表衛生業務課の項第五十一号中「第十五条」を「第十六条」に改め、同号2から9までを削り、同号10中「第三十三条第一項」を「第十七条第一項」に、「11」を「3」に改め、同号10を同号2とし、同号11中「第三十三条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同号11を同号3とし、同号12中「第三十三条第二項」を「第十七条第二項」に、「13」を「5」に改め、同号12を同号4とし、同号13中「第三十三条第二項」を「第十七条第二項」に改め、同号13を同号5とし、同号14中「第三十三条第四項」を「第十七条第四項」に、「15」を「7」に改め、同号14を同号6とし、同号15中「第三十三条第四項」を「第十七条第四項」に改め、同号15を同号7とし、同号16中「第三十四条第一項」を「第十八条第一項」に改め、同号16を同号8とし、同号17中「第三十四条第二項」を「第十八条第二項」に改め、同号17を同号9とし、同号18中「第三十四条第三項」を「第十八条第三項」に改め、同号18を同号10とし、同号19中「第三十四条第四項」を「第十八条第四項」に改め、同号19を同号11とし、同号20中「第三十五条第一項」を「第十九条」に、「第三十四条第二項及び第三項」を「第十八条第二項」に、「治療その他必要な措置を講じた」を「治療した」に改め、「及び処分」を削り、同号20を同号12とし、同号12の次に次のように加える。

13	第十九条において準用する第十八条第三項の規定による治療した犬、ねこ等の処分	動物愛護指導セン ター所長
----	---------------------------------------	------------------

別表第二の三の表衛生業務課の項第五十一号21中「第三十六条第一項」を「第二十条第一項」に改め、同号21を同号14とし、同号14の次に次のように加える。

15	第二十条第二項の規定による講習の実施	動物愛護指導セン ター所長
----	--------------------	------------------

別表第二の三の表衛生業務課の項第五十一号22中「第三十九条第一項、第二項及び第三項」を「第二十三条」に改め、同号22を同号16とし、同号23中「第四十条第一項」を「第二十四条第一項」に改め、同号23を同号17とし、同号24中「第四十一条第四項」を「第二十五条第四項」に、「25」を「19」に改め、同号24を同号18とし、同号25中「第四十一条第四項」を「第二十五条第四項」に改め、同号25を同号19とし、同項に次の一号を加える。

52	動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）の施行に関する事務	1 第二条第五項（第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の交付	保健所長
3	第十四条の規定による許可の有効期間の決定	2 第二条第六項（第四条第四項において準用する場合を含む。）の規定による登録証の再交付	保健所長
4	第十五条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付	3 第十四条の規定による許可の有効期間の決定	保健所長
5	第十五条第六項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付	4 第十五条第五項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の交付	保健所長
5	第十五条第六項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付	5 第十五条第六項（第十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定による許可証の再交付	保健所長

附 則

この規則は、平成十八年六月一日から施行する。

山梨県規則第三十三号

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十八年五月三十日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

山梨県災害救助法施行細則（昭和三十五年山梨県規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表の第一の一の二の(二)中、「二百三十八万五千円」を、「二百三十四万二千円」に改め、同表の第一の三の(三)の(1)の表中、「一七、三〇〇円」を、「一七、二〇〇円」に、「二二、二〇〇円」を、「二二、一〇〇円」に、「三三、七〇〇円」を、「三三、六〇〇円」に、「三九、一〇〇円」を、「三九、〇〇〇円」に、「四九、六〇〇円」を、「四九、五〇〇円」に、「二八、五〇〇円」を、「二八、四〇〇円」に、「三六、八〇〇円」を、「三六、七〇〇円」に、「五一、四〇〇円」を、「五一、二〇〇円」に、「六〇、三〇〇円」を、「六〇、一〇〇円」に、「七五、六〇〇円」を、「七五、四〇〇円」に改め、別表の第一の三の(三)の(2)の表中、「一七、五〇〇円」を、「一七、四〇〇円」に、「一六、九〇〇円」を、「一六、八〇〇円」に、「二〇、〇〇〇円」を、「一九、九〇〇円」に、「二五、三〇〇円」を、「二五、二〇〇円」に改め、別表の第一の六の(二)中、「五十二万円」を、「五十万円」に改め、同表の第一の九の(三)中、「十九万三千円」を、「十九万九千円」に、「十五万四千四百円」を、「十五万九千二百円」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番